



会員募集

根室市市民交通傷害共済

平成21年3月2日から加入受付開始

加入金額(会費)

- 一般の方 ————— 600円
- 小・中学生、高校生、乳幼児の方 — 400円
- 生活保護世帯の方は、市で負担。
- 準要保護世帯の方は、半額を市で負担。

共済期間

平成21年4月1日（年度途中加入の方は加入承認の日）から平成22年3月31日まで

見舞金基準額表

等級	傷害の程度	基準額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	実日数9カ月以上の入院治療を要する傷害を受けた場合	50万円
3等級	実日数6カ月以上の入院治療を要する傷害を受けた場合	40万円
4等級	実日数6カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	24万円
5等級	実日数5カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	20万円
6等級	実日数4カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	16万円
7等級	実日数3カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	12万円
8等級	実日数2カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	10万円
9等級	実日数1カ月以上の治療を要する傷害を受けた場合	8万円
10等級	実日数2週間以上の治療を要する傷害を受けた場合	6万円
11等級	実日数1週間以上の治療を要する傷害を受けた場合	4万円
12等級	実日数1週間未満の治療を要する傷害を受けた場合	2万円

※実日数治療期間とは、入院・通院または往診に要した日数をいいます。
 ※事故内容によって共済運営委員会の決定により、減額して支給される場合があります。
 ※無免許・酒気帯び運転者の場合等は、共済見舞金が支払われません。

万が一の交通事故に備えよう！

「根室市市民交通傷害共済」は、市民一人ひとりが会費を出し合い、交通事故に遭いけが等をされた方に見舞金を給付し助け合う制度です。

根室市に、住民登録または外国人登録をしている方であればどなたでも加入できます。

- 申込方法
- ①平成21年度会員は、3月2日(月)から加入受付を開始します。
 - ②会員台帳は、各学校等(幼稚園・保育所児童・小中学校・高校生)から配布され、町会加入の方は各町会から配布されます。
 - ③会員台帳に氏名等を記入し、会費を添えて学校・町会等に申し込みをしてください。
 - ④町会未加入者の方は、市役所交通市民生活担当(窓口3番)か歯舞支所の窓口で直接申し込みをしてください。
 - ⑤加入申込は、一年を通し受け付けています。

■ 見舞金の支給申請

①申請用紙を市役所交通市民